

令05原機(も)013
令和5年4月5日

原子力規制委員会
原子力規制庁
緊急事案対策室長 殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
敦賀廃止措置実証部門
高速増殖原型炉もんじゅ
所長 鈴木 隆之
(公印省略)

「高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画」の
読替えについて (連絡)

令和4年12月9日付けで提出しました「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画」につきまして、令和5年4月1日付け組織名称変更に伴い、読替えが必要となりました。

本件は、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について(規程)」に基づく軽易な変更の扱いとして、次回修正までの期間、添付資料のとおり読み替えることにより運用いたしますので御連絡申し上げます。

添付資料

- ・「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ原子力事業者防災業務計画」読替え表

以 上

現行	読替え後	理由
<p>(第1章から第2章 第5節 6.まで変更なし)</p> <p>7. 所内放送装置等 管理課長は、もんじゅにおける所内放送装置を、施設保安課長は緊急招集システムを、電気保全課長は運転指令装置を整備し、不具合が認められた場合は速やかに修理する。</p> <p>(第2章 第5節 8.から5章まで変更なし) (別表2-1-1から別表5-2-37まで変更なし) (別図2-1-1から別図3-2-15まで変更なし) (様式1-5-1から様式3-1-12まで変更なし) (参考1の変更なし)</p>	<p>7. 所内放送装置等 管理課長は、もんじゅにおける所内放送装置を、施設保安課長は緊急招集システムを、設備保全課長は運転指令装置を整備し、不具合が認められた場合は速やかに修理する。</p>	<p>組織名称変更に伴う変更</p>